東海村選挙管理委員会会議録

開催日:令和4年9月1日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和4年9月1日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所 東海村役場 4階 401会議室
- 3 会議に付議した事件

議案第41号 公職選挙法第28条の抹消者について

議案第42号 令和4年9月における選挙人名簿への登録について

議案第43号 在外選挙人名簿の登録について

議案第44号 令和4年9月における選挙人名簿の調製について

議案第45号 直接請求の法定数の告示について

議案第46号 裁判員候補者予定者名簿の調製について

議案第47号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について

4 出席委員は次のとおりである。(4名)

委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究 委 員 水島 通保 委 員 久賀 洋子

5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

書記長 小川 直也 書記長補佐 須藤 博 書 記 草山 尚拓

6 会議の書記は次のとおりである。

同上

7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

- ○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。
- ○大友委員長 本日の議案は、令和4年9月の定時登録に係るものが4件、在外選挙人名簿の登録に係るものが1件、裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定名簿の調製に係るものが2件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第41号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明をお願いいたします。

- **○草山書記** 議案第7号は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28 条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。
- **○大友委員長** (別冊を回覧後) ただ今,「議案第41号 公職選挙法第28 条の抹消者について」事務局から説明がありましたが,質疑がありましたらお 願いします。

(質疑なし)

〇大友委員長 議案第41号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇大友委員長** 議案第41号は、原案のとおり可決されました。
- **○大友委員長** 続いて、「議案第42号 令和4年9月における選挙人名簿へ の登録について」事務局から説明をお願いいたします。

- ○草山書記 議案第42号は、公職選挙法第22条第1項の規定により令和4年9月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日及び登録日は令和4年9月1日、登録資格要件としては、(1)住所移転者については、令和4年6月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者、(2)年齢満18年以上の者については、平成16年9月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。
- **○大友委員長** (別冊を回覧後) ただ今,「議案第42号 令和4年9月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが,質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第42号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇大友委員長** 議案第42号は、原案のとおり可決されました。
- **○大友委員長** 続いて、「議案第43号 在外選挙人名簿の登録について」事 務局から説明をお願いいたします。
- **〇草山書記** 議案第43号は、公職選挙法第30条の6第2項の規定により別 紙の者(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。
- **○大友委員長** (別紙を回覧後) ただ今,「議案第43号 在外選挙人名簿の 登録について」事務局から説明がありましたが,質疑がありましたらお願いし ます。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第43号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

〇大友委員長 議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第44号 令和4年9月における選挙人名簿の 調製について」事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第44号は、公職選挙法第19条第2項の規定により令和4年9月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回、参議院議員通常選挙における選挙時登録者数31、670名から4名増の31、674名となりました。4名増の根拠といたしましては、抹消者数が456名、新規登録者数が394名、新有権者数が66名となっています。

○大友委員長 (別冊を回覧後) ただ今,「議案第44号 令和4年9月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが,質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

〇大友委員長 議案第44号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

〇大友委員長 議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第45号 直接請求の法定数の告示について」 事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第45号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、

○大友委員長 ただ今,「議案第45号 直接請求の法定数の告示について」 事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第45号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第45号は、原案のとおり可決されました。

- **○大友委員長** 続いて,「議案第46号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局から説明をお願いいたします。
- ○草山書記 議案第46号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成 16年法律第63号)第21条第1項の規定により、令和5年に必要な裁判員 候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者 予定者名簿を別紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきま しては、同法第20条第1項の規定により、水戸地方裁判所長から85名を選 出するよう通知を受けております。
- **○大友委員長** (名簿を回覧後) ただ今,「議案第46号 裁判員候補者予定 者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

〇大友委員長 議案第46号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇大友委員長** 議案第46号は、原案のとおり可決されました。
- **○大友委員長** 続いて,「議案第47号 検察審査員候補者予定者名簿の調製 について」事務局から説明をお願いいたします。
- ○草山書記 議案第47号は、検察審査会法(昭和23年法律第147号)第 10条第1項の規定により、令和5年に必要な検察審査員候補者の予定者をく じにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を別 紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、同法第 9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から14名を選出するよう 通知を受けております。
- **○大友委員長** (名簿を回覧後) ただ今,「議案第47号 検察審査員候補者 予定者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが,質疑がありま したらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第47号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇大友委員長** 議案第47号は、原案のとおり可決されました。
- **○大友委員長** 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。 これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時30分